

第2章

立地適正化計画に関する基本的な方針

2-1. 深谷市の目指すまちづくり.....	2 2
2-2. 立地適正化に関する基本方針.....	2 5

2-1. 深谷市の目指すまちづくり

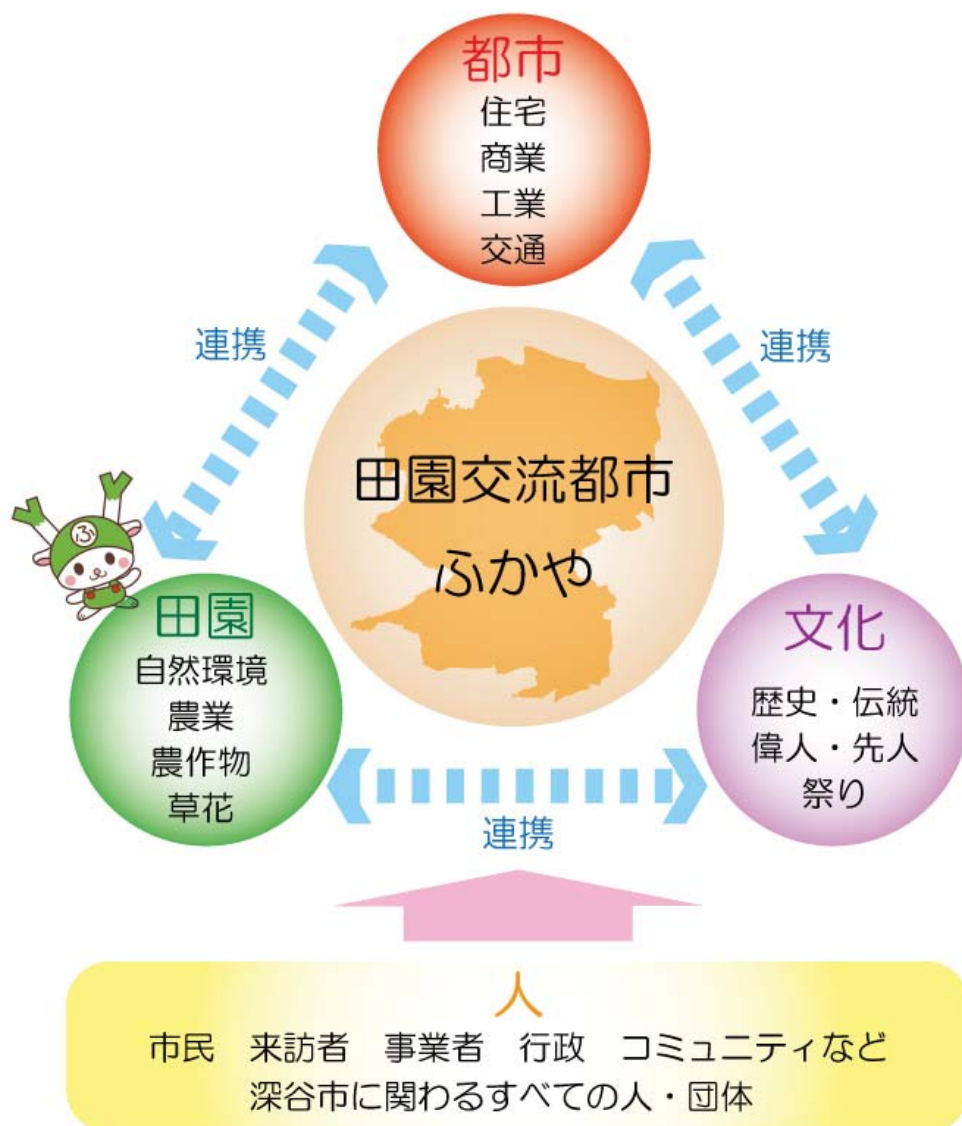
(1) 基本理念

- ・ 深谷市では、「次世代へ価値ある資産を継承」、「深谷らしさの創造」、「市民との協働」の3つの柱を基本に据えた都市づくりを、深谷市を構成する「都市」、「田園」、「文化」の要素を連携させ、かつ、様々な人々との交流を通して進めることにより、市民が、深谷で育つ、学ぶ、働く、遊ぶ、住まうことに誇りを持てる、また、愛着を感じられるような田園交流都市となることを目指します。(深谷市都市計画マスタープランから引用)

【都市づくりのテーマ】

誇りと愛着をもてる 田園交流都市 ふかや
～都市・田園・文化が織りなすまちづくり～

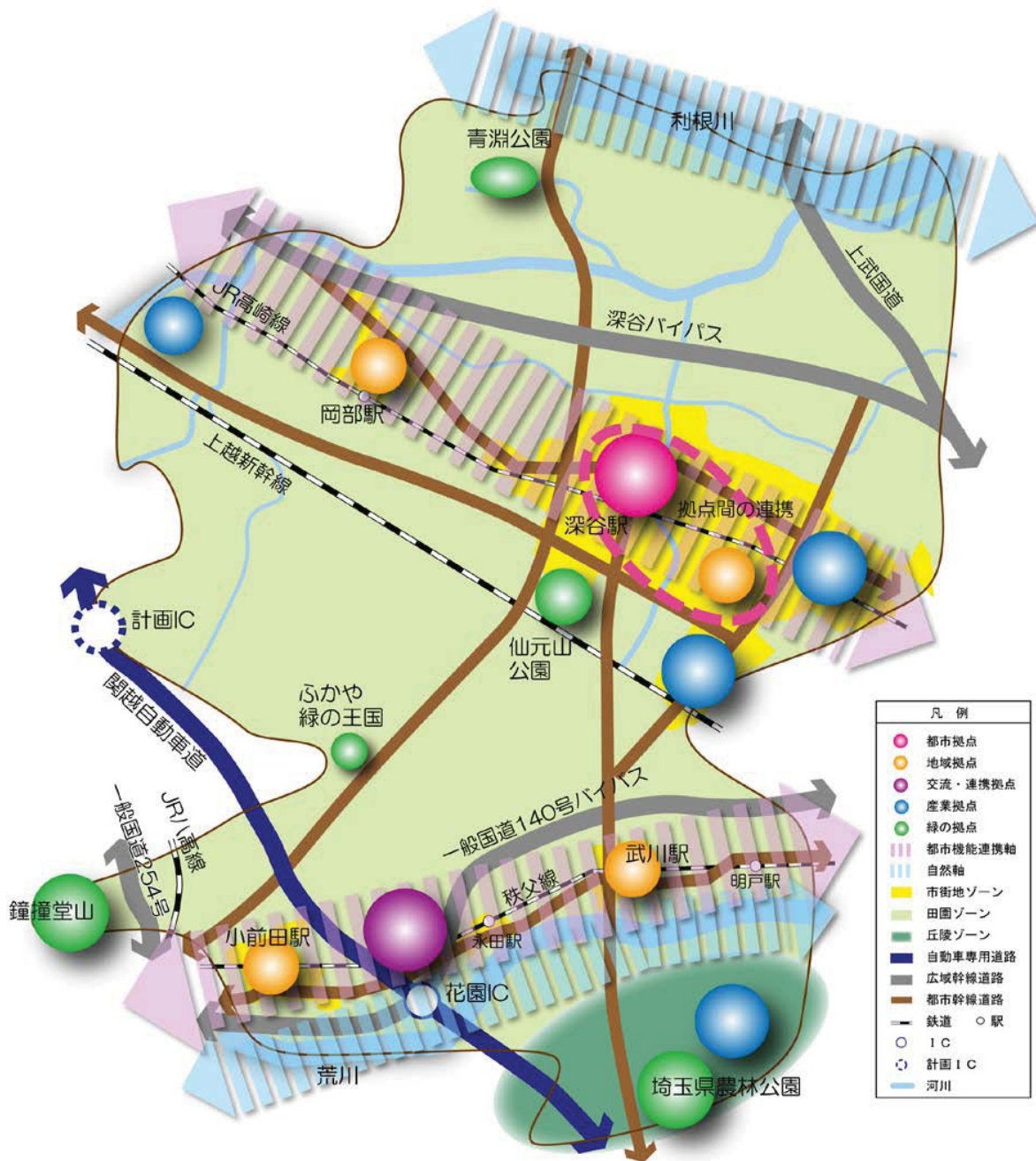
【都市づくりのテーマの概念図】



(2) 将来都市構造

- ・ 深谷市では、『エコ・コンパクトな集約型都市構造*』の実現へ向けた都市構造の構築を目指します。具体的には、深谷駅周辺の中心市街地を都市の競争力をけん引する広域的な機能を担う都市拠点とし、それを地域の生活を支える機能を集積した地域拠点が補完しつつ、これらの効果をより高めるよう、各拠点間や他の都市との活発な交流・連携が可能となるような都市構造を構築していきます。(深谷市都市計画マスタープランから引用)

【将来都市構造図】



(3) 公共交通の方針

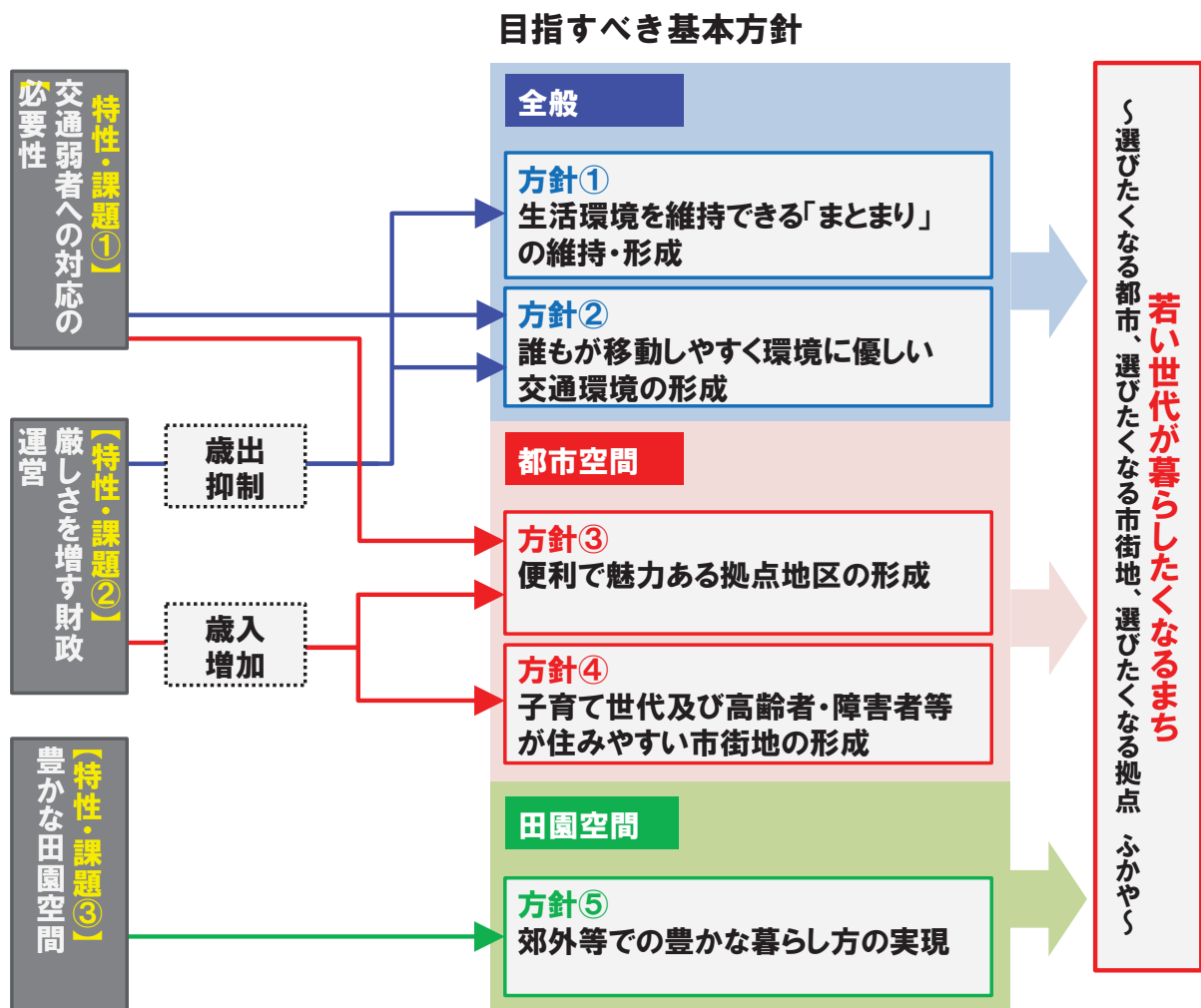
- ・「深谷市地域公共交通網形成計画」と連携を図り、将来都市構造を支える公共交通網の形成を図ります。
- ・具体的には、以下の方針に基づいて、公共交通網の形成を図ります。

- ・都市拠点、地域拠点、交流・連携拠点等を中心に結ぶとともに、市外への移動も視野に入れて広域的な結び付きを強化する公共交通ネットワークの形成を目指します。
- ・地域特性や市民のニーズを踏まえながら、利用できるサービス水準の維持・充実を図り、市民の生活の質や暮らしやすさの向上を目指します。
- ・公共交通サービスの質の向上や鉄道やバスなど公共交通に関する情報提供を充実させることで、市民の公共交通利用を促進する意識を育成します。
- ・地域住民・交通事業者・行政等、多様な主体の適正な役割分担のもと連携を図ることにより、地域の特性に合った、みんなで支える持続可能な交通手段の確保を目指します。

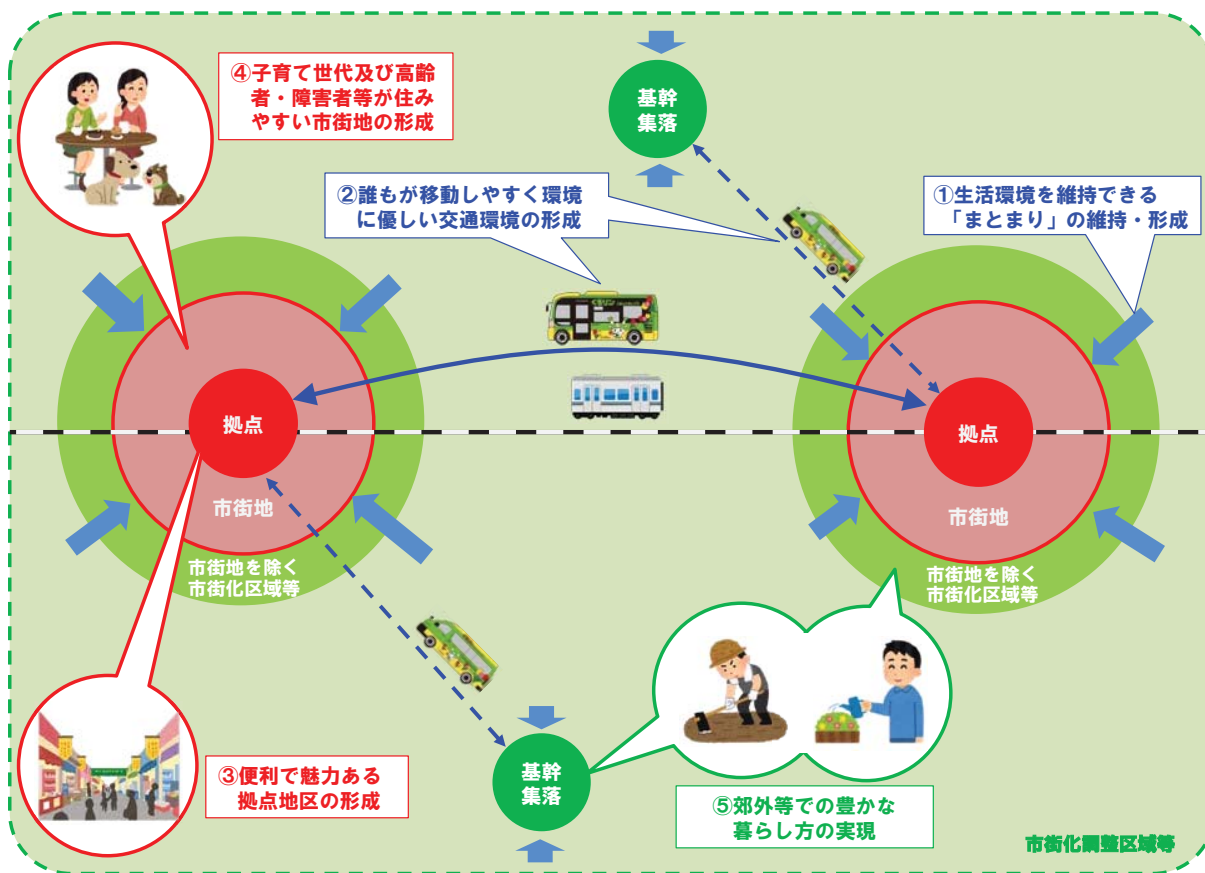
2-2. 立地適正化に関する基本方針

- ・「2-1. 深谷市の目指すまちづくり」の実現に向けて、本計画で目指すべき基本方針を設定しました。
- ・具体的には、1章で整理した内容を踏まえて、深谷市の主要要素である「都市空間」「田園空間」別に設定しました。

【立地適正化に関する基本方針】



【立地適正化に関する基本方針のイメージ】



【用語の定義】

・本計画においては、「市街化区域等」「市街化調整区域等」「拠点」「市街地」「郊外等」を以下のとおり定義します。

一市街化区域等：市街化区域・用途地域（非線引き都市計画区域）

一市街化調整区域等：市街化調整区域・用途地域外（非線引き都市計画区域）

一拠点：都市機能誘導区域【拠点集積型】（※P30 参照）

一市街地：拠点を含む居住誘導区域（※P52 参照）

一郊外等：市街地を除く市街化区域等及び市街化調整区域等

目指すべき基本方針

方針1 生活環境を維持できる「まとまり」の維持・形成

- ・ 郊外等に分散した住宅地等から人口の緩やかな集約を図ることによって、市街地や基幹集落*の生活環境を維持し、持続可能な土地利用の実現を目指します。
- ・ 新しい居住者を対象として、市街化区域等の中で基盤整備が進んでいるエリアあるいは基幹となる集落内への誘導を図り、長期的な視点で「まとまり」のある土地利用を目指します。

方針2 誰もが移動しやすく環境に優しい交通環境の形成

- ・ 公共交通が脆弱であるため、拠点間を公共交通で移動することが困難な状況です。そのため、公共交通の在り方の検討を進めることで、路線バスやコミュニティバスが拠点間の移動手段として機能することを目指します。

方針3 便利で魅力ある拠点地区の形成

- ・ 市街化区域等や郊外等の集落地の全てのエリアで、買い物や医療・福祉機能を備えていくことは困難であるため、拠点となる地区においては、買い物や医療などの都市機能が集積し、（自動車が使えなくても）歩いて暮らせるまちの実現を目指します。

方針4 子育て世代及び高齢者・障害者等が住みやすい市街地の形成

- ・ 子育て世代や高齢者・障害者等にとっても暮らしやすい環境整備を進めることによって、誰もが住みたくなる市街地形成を目指します。
- ・ また、若い世代が多く住む地域が実現することで、買い物や消費文化など、新しい価値観を生み出す文化の創出が期待され、また民間活力の投資が進むことにより、地域活力の維持・向上への好循環が生まれることが期待できます。

方針5 郊外等での豊かな暮らし方の実現

- ・ 市街地を除く市街化区域等については、現在の居住環境を維持します。
- ・ 市街化調整区域等にある豊かな田園空間を保全するためには、周辺環境だけではなく、その土地に根づくコミュニティや文化・風土の維持を図ることが重要です。そのため、田園空間の核である基幹集落への緩やかな人口集約を目指し、新規就農者や場所にとらわれない職種など田園環境の中の住まいを選択する人などに対して、魅力的な環境の形成を進めていきます。

